

6保医医人第1313号

令和6年8月13日

都内各医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部長  
新倉 吉和  
(公印省略)

勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始に伴う  
特例労務管理対象機関の指定申請の受付について

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和6年4月からの勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制の適用が開始され、各医療機関におかれましては医師の働き方改革の取組を推進しているところと存じます。

東京都では、特例水準（B水準・連携B水準・C-1水準・C-2水準）の指定業務を円滑かつ適正に進めるため、別紙のとおり東京都特定労務管理対象機関指定要綱（以下「要綱」という。）を制定しております。

つきましては、令和7年4月1日から特例水準の指定を受ける必要がある医療機関は、要綱に基づき、下記受付期間に遺漏なく申請いただきますようよろしくお願いいたします。（指定期間は3年間）

なお、申請いただくに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書が必要となりますので、遅くとも令和6年8月末までに、医療機関勤務環境評価センターの評価受審をお願いいたします。

記

1 申請受付期間

令和6年12月2日（月曜日）から令和7年1月17日（金曜日）まで  
[令和7年3月予定の医療審議会で意見聴取]

なお、令和6年度中に特例水準の指定が必要となる医療機関は、下記担当まで、至急ご連絡ください。既にご連絡いただいている医療機関につきましては、個別に対応させていただきます。

2 提出書類

別紙1「東京都特定労務管理対象機関指定要綱 提出資料一覧」のとおり

※ 別紙2「提出書類チェックシート」にて提出書類を確認の上、提出してください。

※ 水準ごとに提出書類が異なるため、御注意ください。

※ 指定申請に係る様式等は、東京都保健医療局ホームページに掲載しています。

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sonota/kinmukankyoukaizen/tokuteiroumukanri/taishoukikan.html>

※ 医療機関勤務環境評価センターによる評価受審手続きについては、医療機関勤務環境評価センターホームページを御覧ください。

URL : <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

### 3 提出方法

申請書類一式のデータを（１）により提出してください。また、原本の提出が必要な書類（開設者の押印が必要な書類）は、（２）により郵送してください。

#### （１）データ提出方法

下記いずれかの方法により提出してください。なお、各データのファイル名に医療機関名を記載してください。

##### ① G-MIS にアップロード

G-MIS ログインページ URL : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

※ G-MIS から医師労働時間短縮計画の作成（ワード等で作成した時短計画のアップロードも可）と東京都への指定申請を行えます。

※ 時短計画の策定や指定申請に関する情報の入力及び添付書類のアップロード等に当たっては、患者情報等の個人情報を含むことのないよう御注意ください。

※ 各医療機関のユーザ名及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものを御利用ください。

※ G-MIS の操作マニュアル及び説明動画は、厚労省が運営する「いきいき働く医療機関サポート Web」の医師の働き方改革の制度解説ページに掲載されていますので、御参考ください。

URL : <https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

##### ② メール送付

メール送付先 : [S1150404@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1150404@section.metro.tokyo.jp)

※ メール件名は、「（医療機関名）特例水準対象医療機関指定申請書類」としてください。

※ 東京都では 5MB まで受信可能です。データ容量が大きい場合は、複数回に分けて送信してください。

#### （２）原本提出方法

下記郵送先に送付してください。

郵送先 : 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 行

※ 封筒に「特例水準対象医療機関指定申請書類」と朱書きしてください。

### 4 指定結果

医療審議会で意見を聴取し、特例水準の指定可否を決定後、医療機関あて結果を通知します。なお、東京都保健医療局ホームページで指定結果の公示、医療機関勤務環境評価センターの評価結果の公表を実施します。

## 5 その他

(1) 特例水準を申請する医療機関は、別紙3「特定労務管理対象機関の指定に係る業務・指定要件」にて指定要件等を確認の上、提出してください。

(2) 東京都医療勤務環境改善支援センターでは、医師労働時間短縮計画の作成等、医療機関の取組を支援しています。支援を希望する病院は、東京都保健医療局ホームページを御覧ください。

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sonota/kinmukankyoukaizen/kinmukankyoukaizen/index.html>

(3) 厚生労働省が運営する「いきいき働く医療機関サポート Web」に「医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド」が掲載されています。医療機関が行うべき手続きや医師の働き方改革制度の仕組みをわかりやすくまとめたパンフレットです。各医療機関で働き方改革に向けた取組をスタートしているところかと思いますが、医療機関内で制度理解を深める上での参考として御活用ください。

URL :

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/files/Attachment/462/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%EF%BC%94%E6%9C%88%E7%99%BA%E8%A1%8C%E3%80%80%E5%8C%BB%E5%B8%AB%E3%81%AE%E5%83%8D%E3%81%8D%E6%96%B9%E6%94%B9%E9%9D%A92024%E5%B9%B4%EF%BC%94%E6%9C%88%E3%81%BE%E3%81%A7%E3%81%AE%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89.pdf>

### 【担当】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 鶴見・宮崎

電話：03-5320-4441（直通）

E-mail：[S1150404@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1150404@section.metro.tokyo.jp)

### 【東京都医療勤務環境改善支援センター】

電話：03-6272-9345